第1回東大阪市住工共生まちづくり検討委員会特別委員会 議事要旨

日時	平成24年6月6日(水)9:30~11:50
	十成24年6月6日(水)9.30~11.30
場所	クリエイション・コア東大阪南館 3 階 研修室 B ・ C
出席者	(東大阪市住工共生まちづくり検討委員会委員)
	植田委員、酒井委員、榊原委員、濱田委員、舟橋委員
	(住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員)
	政策調整室 川東室長、企画室 中野次長、固定資産税課 山西課長、市民
	教働室 三崎次長、地域コミュニティ支援室 尾上次長、経済部 米谷次長、
	モノづくり支援室 巽次長(鶴山室長の代理)、公害対策課 田川課長、大
	平総括主幹、建設企画総務室 毛登山次長、都市づくり課 藤埜課長、みど
	り対策課 木邨課長、建築審査課 立神課長、開発指導課 須田課長
	(事務局)
	モノづくり支援室 本田主査、浦塘主査
 案 件	1.住工共生のまちづくりに関する条例制定に至った経緯
	2 . 住工共生まちづくり検討に係る現地視察及び企業訪問について
	3.東大阪市住工共生まちづくり検討地域懇談会について
	4.東大阪市住工共生まちづくり条例に関する検討のためのアンケート
	調査について
	5.(仮称)東大阪市住工共生まちづくり条例(素案)について市長挨拶
議事要旨	6 . その他 進行役:ワーキング部会長(経済部次長)
城 学 女 日	開会
	1. 住工共生のまちづくりに関する条例制定に至った経緯
	(事務局)資料1の説明
	(委員)大きな経済社会のトレンドと、東大阪市のモノづくり環境の悪化はちょ
	っと話が違うのではないか。モノづくり環境の保全は住工の関係として捉えて
	いるが、経済環境の国際的な動きに巻き込まれて、東大阪市も経済が落ちているということで、モノづくり企業の環境が悪化していると言うのは、紛争とか
	すくいうとこと、とううくり正案の環境が忘れりといると言うのは、紛ずとが
	重くなり、話しがシフトすぎのような気がする。
	(委員)条例を議論する前に、データが必要と考える。これまで問題が起きたケ
	ースは、計画時にどれくらいの騒音や振動があったかを把握しないと、緩衝地
	帯をどれくらい設けるとかどれくらい離していくべきか、議論ができない。こ
	ういうケースではこれくらい必要とかを出すためにデータはないのか。
	(委員)住工共生は感情が伴って心理的なものもある。ある程度分布がわかれば、
	│ どのように解決しているのかを知りたい。調停の仕組みづくりも必要かと思う。│ │ (委員)堺市で同様のスタディをしたが、既存不適格のケースで一番多いのは│
	(姿貞)堺市で同様のスタティをしたが、既存不適格のグースで一番多れのは 建蔽率がほとんど。準工業地域で建蔽率を緩和したらどうかという議論は随
	を
	73 133 13 2 2 2 4 1 1 1 2 1

- 2. 住工共生まちづくり検討に係る現地視察及び企業訪問について (事務局)資料2の説明
- (委員)条例というステップを前提として、苦情の400件ということが心理 的な面で改善できたり、条例でなくてもちょっとしたことで解決に至ること もいくつかあるのかと思う。また、条例化しても解決がほとんどできないな ども考えられ、苦情の内容を見ていく必要がある。
- (委員)問題は、住工の混合的地域で安定的に過ごせる仕組みがないことである。地価が高くなって、分離しなさいと言っても企業はいつ業績が悪くなるかわからず、解決に至らない。苦情で出て行く企業は少ないが、どう解決していくかが最大のテーマである。
 - 3. 東大阪市住工共生まちづくり検討地域懇談会について
- (事務局)資料3の説明
 - 4. 東大阪市住工共生まちづくり条例に関する検討のためのアンケート調査について
- (事務局)資料4の説明
- (委員)サンプリングをして条例にどのように活かされるのか。それよりも詳細なケースの分析が重要と思っている。
- (委員)少しはなれたところに住んでいる人は、それほど感じていなかったりする。たまたまそういうところの人が答えた場合をどのように扱うかも難しい。
 - 5. (仮称)東大阪市住工共生まちづくり条例(素案)について」
- (事務局)資料5-1,5-2の説明
- (委員)工場等やモノづくり企業という用語が出てきており、その違いや流通 関係の倉庫がどうなっているのか。
- (委員)住民と市民の違いは何か。住工の共存と共生が釈然としない。逐条的に1条から議論していくのか。こういう構造のフレームを条文に落とし込んでいると思うが、そのフレームが重要。
- (委員)2条で、住工共生は市域全体として軋轢がなく理想的な状態ということだが、その前の部分では分離すべきところは分離し、共存すべきところは 共存しとあり、トートロジーになっている。
 - 1条の安心がどういう状況かの定義が必要。
- (委員)東大阪市がやろうとしているのは高度なもの。発達した市街地でプリミティブに分離するのは難しい。お互いに高度な共存で、これからも持続的に共生していくということを目指している。
 - 1条に安全はいらないか。
- (委員) 軋轢という言葉が気になる。他市では紛争やトラブルという言葉を使っているところもあったかと思うが。
 - 2条の用語定義で、建築審査会では住環境は住宅内に限定していない。住

環境だと周りの環境も含めており、住環境と生活環境で厳密に分けていない。

3条の施策のところで、保全という用語を使う場合は、歴史的建築物というイメージがする。ピッタリと当てはまる用語は思い浮かばないが、保全は考えたほうがいい。

3項で、住宅開発によるという文言は不要かと思う。

1項と 6 項では支援とあるが、取り組みとある場合もあって、どのように ちがうのか。

6条では、調整を行った結果がまとまらなかった場合でも罰則は無いが、 そのままでいいのか。

2 項では、住宅地としての開発を慎むよう努めるとあり、どこまで意味があるのかなと思う。禁ずるまでは書けないが。

(委員)7条では、新築という用語は戸建住宅に変えたほうがいい。

係争とある一連の内容は、別立てで記載したほうがいい。

住宅販売者は入居者に対して説明をすればそれでいいのか。

9条では、協議会は別の項で立てたほうがいい。まちづくり協議会は全国的にたくさんあるため、住工共生まちづくり協議会というように限定した方がいい。

(委員)4条や5条のところで、役割や責務とある違いは何か。また、市の役割を施策の前に記載した方がいい。

6条の関係者とは、どこまでをさしているのか。

(委員)条例の持っている意味を考えると、前文をつけておいた方がいい。この条例は特別な意味がある。

条例によって、何を従来と変えたいのか、また、変わるのかを説明してほ しい。

- (委員)10条で重点地区のまちづくり協議会より工業集積を維持保全する内容の計画提案書が出された場合に組織を設置するとあるが、計画内容によって都市計画関係や建築基準関係とかに手続きは分かれるが、一つの組織で対応していくのか。
- (委員)24条の審議会で一旦受けておき、その組織に流していくのもいいかもしれない。

15条は、長屋も入れた方がいい。一戸建ては戸建てという表現が一般的である。

届出の後先の関係をどうするか。法令関係の届出を前置して、それを満た しているものに出してもらうのが筋かと思う。

1.7条の検査は誰が行うのか。適合証の発行も、誰が行うかは難しい。

- (委員)開発を行う場合に事前相談制度というものがある。既存の仕組みを活用して交通整理をするのがいい。
- (委員)23条で、公益上の判断ということはあり得ない。許可を推進するの は悩ましいところ。どのように表現していくか。
- (委員)既存不適格の権利がなくなるかはどういう状況下は難しくて日本では 判例がないように思う。アメリカでは2年間操業を停止して、また再開する 場合には既存不適格の権利が生じる。判例では工場自体が主体的にやめます と言わないと既存不適格の権利があると考えられている。既存不適格の扱い は非常に悩ましい。

(委員)先住特権をとっている国があるが、日本では伊丹空港の周辺でも後から移り住んできて苦情が言える。今、現に住んでいる環境を守るという法律なので、うるさいものはうるさいとなって、こういう問題が起こってしまう。

(進行役)

本日いただいた意見をこちらでまとめさせていただく。

以上